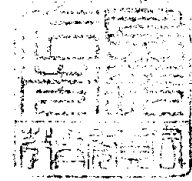


広島市教学第 86 号

平成18年3月23日

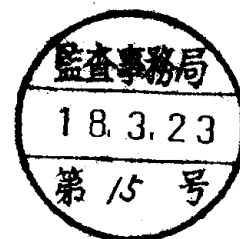
広島市監査委員 様

広島市長 秋葉 忠利
(教育委員会 学事課)



平成16年度包括外部監査結果報告に添えて提出された意見への対応結果について(報告)

このことについて、別紙のとおり対応いたしましたので、報告します。



意	見
	<p>減免確認書の記載について</p> <p>「保育料等減免確認書」は保護者が減免を受けたことを確認して提出する一種の領収証的な性格の書類です。この「確認書」は、日付、減免金額、園児名及び保護者名を記載し、保護者の押印がなされて提出されますが、筆跡が似通っている若しくは保護者名に訂正の後があるなど、減免金額、園児名及び保護者名を幼稚園が記載していると推測されるものがありました。</p> <p>申請した補助が受けられなかった、又は申請より少ない金額しか受け取れなかったような場合、保護者は幼稚園又は市に対し、何らかの照会を行うことが多いと考えられるため、保護者が不当に補助を受けられない危険性は低いと見られますが、交付の誤りが絶対に生じないという保証もありません。保護者自身により、保護者名等を記載することにより、より強固なチェック体制が敷かれることとなります。</p> <p>往査を行った平成 16 年 9 月 15 日現在では、学事課から私立幼稚園に対し、特段の指導は行われていませんでしたが、「確認書」の性格を考慮すると、日付、園児名及び保護者名の記入は、保護者自身が行うよう市が指導すべきと考えます。なお、この往査時の口頭での指摘を受けて、学事課では平成 16 年 10 月 22 日付けで、私立幼稚園に対し文書を配布し、上記の主旨の周知を図っています。</p>

対 応 結 果
<p>平成 16 年度に引き続き、平成 17 年度も私立幼稚園 118 園に対し通知を行うとともに、平成 16 年度に改善が図られなかった 24 園に対しては個別に指導した結果、すべてで改善された。今後とも、適宜、通知を行うことなどにより園を指導する。</p>